

休日保育について

日曜日や国民の祝日など保育所が休所している日に、仕事などの理由により保護者が保育できないお子さんの保育を行います

★休日保育の実施日、時間

日曜日、国民の祝日など保育所が休所の日

ただし、12月31日～1月3日までは休日保育所も休所します

開所：午前7時00分

）

閉所：午後6時00分



★実施している保育所

すずらん保育所

住所：帯広市柏林台西町5丁目1番地2

TEL：36-2389

★利用できる児童

下記の施設に入所する、保護者が休日に就労しているため保育に欠けると認められる児童

①認可保育所(園)

②認定こども園(2号・3号認定の児童のみ)

③小規模保育所(市の認可をうけたもの)

④事業所内保育所(市の認可をうけたもので地域枠のみ)

⑤へき地保育所

⑥児童保育センター

★利用料金

上記①～⑤の施設 (無料) 0円

上記⑥の施設 2,000円

※同一世帯2人以上のお子さんが同時に利用する場合、2人目は1,000円、3人目以降は無料です。(未就学のお子さんは含まれません)

※利用料は、利用当日の登所時にすずらん保育所でお支払いください。

(裏面につづく)

★利用の方法

①の施設（表面「★利用できる児童」参照）

1 カ月単位で申込みます。

『休日保育利用日申込書』と『健康調査票（毎年度初回時のみ）』を、利用月の

前月20日（日曜・祝日の時はその前日）までに入所している施設へ提出してください。

- ・申込書及び健康調査票は入所している施設に置いてあります。
- ・利用日については、後日「休日保育利用決定通知書」を通知しますので、ご確認ください。

②～⑥の施設（表面「★利用できる児童」参照）

1 カ月単位で申込みます。

『休日保育利用日申込書』と『休日保育利用者登録台帳（毎年度初回時のみ）』を、利用月の

前月20日（日曜・祝日の時はその前日）までに入所している施設へ提出してください。

- ・申込書及び休日保育利用者登録台帳は入所している施設に置いてあります。
- ・利用日については、後日「休日保育利用決定通知書」を通知しますので、ご確認ください。

※保育所申込時や現況届の際にご提出していただいている就労証明において利用要件の確認をさせていただきます。

就労証明において休日の就労が確認できない場合は、再度、休日の就労が確認できる証明の提出をお願いします。

★その他の注意事項など

1日の利用可能な人数は利用年齢人数により異なります。

申込が多い場合は利用できないこともありますので、ご了承ください。

事故（怪我）につきましては、特別保育損害賠償保険（免責1万円）の適用となりますが各保育所で加入している保険は適用になりませんので予めご了承ください

※ 詳細は帯広市役所こども課にお問い合わせください（直通電話 65-4158）

★年末休日保育について

- ・12月29日・12月30日については、年末休日保育を行っています。
- ・ご利用の際は入所している施設にかかわらず全員に利用料がかかります。
- ・申込方法などの詳細は11月頃に別途お知らせしますのでご確認ください。